

健生食輸発0409第1号
令和8年4月9日

各検疫所長 殿

健康・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「令和8年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(インド産ナツメグ及びピスタチオナッツ、カナダ産及びバングラデシュ産落花生及びその加工品、スリランカ産及びネパール産ナツメグ並びにブラジル産ブラジルナッツの総アフラトキシン)

標記については、令和8年3月31日付け健生食輸発0331第2号(以下「モニタリング通知」という。)に基づき実施しているところである。

今般、これまでの検査実績を踏まえ、インド産ナツメグ及びピスタチオナッツ、カナダ産及びバングラデシュ産落花生及びその加工品、スリランカ産及びネパール産ナツメグ並びにブラジル産ブラジルナッツの総アフラトキシンについてのモニタリング通知を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく願います。

記

別表第2から削除

- ・インド産ナツメグの総アフラトキシン
- ・インド産ピスタチオナッツの総アフラトキシン
- ・カナダ産落花生及びその加工品(落花生を10%以上含有するものに限る。)の総アフラトキシン
- ・スリランカ産ナツメグの総アフラトキシン
- ・ネパール産ナツメグの総アフラトキシン
- ・バングラデシュ産落花生及びその加工品(落花生を10%以上含有するものに限る。)の総アフラトキシン
- ・ブラジル産ブラジルナッツの総アフラトキシン